

報告事項（２）

「広島市市街化調整区域における地区計画の運用基準」 の一部改正について

1

■運用基準の策定経緯

都市計画法に基づく許可制度による
市街化調整区域の大規模開発



平成18年

大規模開発は原則不可（都市計画法改正）
※地区計画を策定する場合のみ可



平成24年

「市街化調整区域における
地区計画の運用基準」の策定
（令和３年度再施行）

2

■中間評価・検証

令和7年度

社会情勢の変化や運用実績を踏まえた 中間評価・検証

【運用実績】

	再施行時	中間評価・検証時
地区計画 検討地区	13地区	18地区（+5地区）
地区計画 策定済地区	—	4地区
地区計画 未策定地区	13地区	14地区（+1地区）

3

■中間評価・検証

【結果】

運用基準に特段の問題は認められないため、
運用基準は見直さない

4

■法改正に伴う運用基準の一部改正

令和4年

都市計画法の改正（災害ハザードエリアの除外を徹底）

<u>災害レッドゾーン</u>	<u>災害イエローゾーン</u>
・ 災害危険区域 ・ 地すべり防止区域 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 土砂災害特別警戒区域 ・ 浸水被害防止区域	・ 土砂災害警戒区域 ・ 浸水想定区域 （生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



令和8年

運用基準の一部改正

5

■運用基準の有効期限

○有効期限は、広島市都市計画マスタープランなどの上位計画の目標年次である
令和12年度末

※再施行が必要な場合は、基準の見直しを検討

6